

所は御郡御奉行様に可仕事。

子五月廿一日

傍註に、此ヶ條は明曆頃之儀を此年之帳に田井五兵衛記置とあり。按ずるに、右せつがい人と云へるは、郡方にて殺害せられたる者にて、公事場に於て死罪に處せられし者には非ず。又金澤町會所留記に載せたる寛政十一年十二月公事場奉行より上申書に、町奉行手前に而遂吟味致言上候者於公事場刑法申付候儀、貞享二年初而被仰渡、其後は右例を以於公事場刑法申渡儀有之。と載せたり。按ずるに、町會所留記に左の覺書を載す。

覺

似せ銀仕米屋六兵衛當歳男子

此者殺害可申付旨就被仰出、今日於町會所殺害仕候、御横目大橋長兵衛罷出見届申候。以上。

延寶七年三月十九日

岡田十右衛門

里見七左衛門

本多安房殿

前田對馬殿

奥村因幡殿  
横山左衛門殿

覺

才川片町絹屋九右衛門下人 作藏

右御下知之通奉、長、今七日於公事場鼻をそぎ、大正持御開所迄足輕指添、御國追放仕候。爲御檢使公事場付與力長野十右衛門・山本勘右衛門、御横目小倉惣助・小塚八郎左衛門罷出見届申候、此旨被達御聽可被下候。以上。

天和三年十月七日

里見七左衛門

岡田十右衛門

奥村壹岐殿

右兩通の上申書にて見れば、延寶七年の頃は金澤町會所に於て刑法申付、天和三年の頃は既に町會所にて召捕へたる町方支配の者にて、公事場にて刑法に處せし如くに聞ゆ。但し延寶二年の留記に左の上申書を載せたり。

町足輕 川上三右衛門

此者對姉依不孝之科、臬首に可申付之旨被仰出之趣長奉存、今月二日於御公事場致殺害、臬野町外に臬首に申

付候、殺害御檢使御公事場取次池田半四郎・野田勘左衛門・今村次郎左衛門、御横目中村久左衛門、原三郎左衛門見届申候。以上。

三月四日

岡田十右衛門

里見七左衛門

本多安房等四人殿

右の如く見ゆれば、刑法場は時々の詮議ならんか。

○公事場跡

公事場は、舊藩中の裁判所なり。舊傳に云ふ。昔は淺野川橋場町掛作より味噌藏町へ入る不破左近と云ふ藩士の邸地の後、にありしを、其の後新堂形今の裁判所の地へ移轉せらる。但し移轉の年月舊記に未だ所見なし。然るを利常卿薨逝後、萬治二年に小松引越の諸士金澤へ移搬するにより、紺屋坂の西側へ再轉命ぜられたりと、三州志來因概寬附錄にいへり。按ずるに、菅家見聞集に、公事場萬治二年迄奥村因幡宅の前の御藏屋敷に有之を、地を改めて岡島備中宅の隣へ被移、先公事場跡は空地となると見ゆ、寛文元年日帳に、十一月六日古公事場屋敷廻之堀出來之由案内、入用

目錄西脇彌右衛門、不破四郎三郎罷出上ると云ふ事など見ゆ。古公事場と云ふは、新堂形今の裁判所の地をいへり。

○公事場門傳話

武家耳底記に云ふ。能州伊影山に大成楠あり、其の木の廻りは大竹藪なり。昔より此の木に主ありとて、彼山の近所へ往く人なし。藩祖大納言利家卿、能登國へ入部し給ひて此事を聞給ひ、我此度國主として爰に至る。我が領分に他の主あらんや。速に退治すべしとて、四方の竹藪に火を放たしめられしに、楠に燃付て三日の間山中震動し、終に彼楠を燒倒す。人々打寄見けるに、大蛇を燒殺したり。其楠の燃残りを取て能登七尾の城門を作らしめられ、後廢城の節加州へ引寄せられて、公事場の門とせられけり。右蟒蛇の白骨をば七尾の町人の内に持傳へて今にあり。横の渡り三尺許にて、踏壇石となし置きたりと。三州志隱齋餘考に云ふ。景周曰。僧兼好徒然草曰。龜山帝欲使遣皇后。其地有古塚。發之見大蛇若干。衆爲地神而怯。勅問除之奈何。諸卿皆答爲不然。獨大納言實基謂。普天之下何處不皇土。而除之沈蛇於大堰河去。今我公之燒大蛇。與之符契。即